

(町外への通勤者限定)

# ガソリン代最大1万2千円を支援します

町内のガソリンスタンドで利用できる「七ヶ宿町暮らし応援通勤支援給油券」を発行します。

次の全てに該当することが必要です。

- ①町内に住所があり、町外の会社等に通勤している方。
- ②令和8年4月1日現在で、65歳以下の方。
- ③現在通勤している会社等に引き続き1年以上就労しようとする方。
- ④1日6時間以上かつ週4日以上就労している方。
- ⑤自家用自動車（家族所有でも可）。
- ⑥町税等に滞納のない方。

## ○申請受付期間

**令和8年4月20日（月）～ 令和8年12月28日（月）期限厳守**

**※令和9年1月1日以降に転入された方は令和9年2月26日(金)まで可**

## ○申請の方法

- ・裏面の申請書で役場町民税務課へ申請してください。
- ・申請書が複数枚必要な場合は、コピーして利用していただくか町民税務課でお渡ししています。

## ○利用方法

- ・審査後、認定された方には認定決定通知書と給油券を簡易書留で郵送いたします。
- ・給油券は12枚綴りとなっており、毎月1枚利用できます。（記名式）

## ○その他、注意事項

注1: 町内に住所があっても実際は居住していない方(会社の寮に入っている、町外にアパートを借りている等)は支援を受けることができません。

注2: 自家用車を事業用の車として利用し、会社の経費で給油している方は支援を受けることができません。

注3: 年度の途中で離職・転出等で通勤しなくなった場合は、当該月までの支援となります。それ以後の給油券は速やかに七ヶ宿町商工会まで返還してください。

注4: セルフスタンドでは事務所で給油券を換金してのご利用となりますが、換金後の給油以外の目的利用はご遠慮ください。給油券の適正な利用にご理解のほどよろしくお願いいたします。

## ◎お問い合わせ・申請先

七ヶ宿町役場 町民税務課 町民係 電話：0224-37-2114



